医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にある。人手不足により一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いている。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいるが、具体的な労働環境の改善には至っていない。

看護師の夜勤実態調査(2017年日本医療労働組合連合会調査、看護職員104,672人分)では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が49.0%であった。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、更に74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている(日本医療労働組合連合会2017年看護職員の労働実態調査、33,402人分)状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足がある。また、介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われている。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題である。2007年に国会で採択された請願内容(夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など)の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保や国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減を国・県が連携し実行することが必要である。

よって、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要請する。

記

- 1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1日かつ1勤務の労働時間を8時間以内とすることを基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
- ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数人での夜勤体制とすること。
- 2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- 3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
- 4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月30日

沖縄県うるま市議会

あて先: 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、沖縄県知事